

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書  
(鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・運営評価委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館(以下「鳥取二十世紀梨記念館」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目411番地 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

454,800,000円(債務負担行為額461,795,000円)

[参考]単年度委託料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	90,960,000円
令和7年度	90,960,000円
令和8年度	90,960,000円
令和9年度	90,960,000円
令和10年度	90,960,000円

4 選定理由

鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月4日から同年8月17日まで(現地説明会7月20日(木))

(2) 応募者

応募者(代表者)	所在地
一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭	鳥取市相生町四丁目411番地

## 6 審査委員会の選定経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属・役職等
竹内 潔	鳥取大学地域学部地域学科 准教授
古川 嘉彦	古川嘉彦税理士事務所 税理士
稲井 巳幸	元とっとり観光親善大使
岸田 志保	梨農家
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

### (2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年6月16日（金） 全員出席  
 指定管理者制度及び鳥取二十世紀紀記念館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：令和5年8月30日（水） 1名欠席  
 面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等〕 ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等	30

	(指定手続条例第5条第3号)	の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの 審査項目	
--	----------------	---	--

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査） ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	(一財)鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	5.5	30.85
選定基準3	1.5	9.00
選定基準4	3.0	16.50
合計	10.0	56.35
提案された指定管理料	454,800千円	

<p>主な審査項目に対する委員からの主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の平等な利用を確保できるものと評価された。</li> </ul> </li> <li>○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点を置いた観光振興への取組と果樹振興、サービスの向上への取組については、高い評価を得るものであった。</li> </ul> </li> <li>○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に評価する取り組みはなく、全委員が普通であるとの評価となった。</li> </ul> </li> <li>○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤は問題ないと評価され、社会的責任の遂行も取組はすべての項目で満点となったことから、高く評価できる法人であると評価された。</li> </ul> </li> </ul>
--

7 指定管理候補者の事業計画の概要

[管理運営の方針]

<p>日本で唯一の梨のミュージアムとして、いつ来ても鳥取県産の梨3種を食べ比べでき、美味しかった梨をお土産として購入出来ることなどを全国に向けて情報発信し、梨好き・果物好き・梨関連産業従事者なら一度は行ってみたい「梨の聖地」を目指していく。</p> <p>また、梨に関する産業、歴史、文化への理解を深めるため、館内の展示を楽しめる取り</p>
---

組みや若者が梨に興味を持ってくれるような取り組みを充実させ、県外の方には「さすが鳥取県」「梨は鳥取県産が一番」と感じてもらうことにより、県産梨の消費拡大に繋がるよう、県内の方、特に進学・就職などで県外に羽ばたいていく若い世代には、鳥取県の誇りとして二十世紀梨を語ってもらい「梨産地鳥取」の発展に繋げるため、観光の振興、果樹の振興、食農教育の推進とこの3つをテーマに、お客様のニーズを踏まえ、これまで以上に満足度の向上に努めた管理運営を実施する。

#### (1) 開館時間・休館日

開館時間は、利用者の利便性を維持するため、また開館準備、故障対応、館内のゴミ拾いなどの巡視点検、閉館作業などが必要なことから、基本的には現行の9：00～17：00（最終入館は16：40）とする。

ただし、下記の場合等においては来館者サービスの面から、柔軟に対応します。

- ① 倉吉未来中心において全国規模の大会・イベントなどが開催される場合。
- ② 旅行会社等から開館時間の延長を要請された場合。

休館日は現行どおり第1・3・5月曜日（※）国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日、12月29日～1月3日とする。

なお、旅行会社等から臨時開館を要請された場合等館長が必要又は有益と判断した場合は、柔軟に対応する。

#### (2) 利用料金

高校生以上	300円
小・中学生	150円
小学生未満	無料

#### (3) 観光の振興への考え方

鳥取県内の観光施設等県立施設を複数管理運営し、それらが相互に有機的につながっており、それぞれが得た情報や人脈を組織一体で共有することで、施設単独で集客を行う場合に比べてはるかに大きな効力を発揮します。

2025年春開館予定の県立美術館は倉吉地区の目玉集客事業です。倉吉パークスクエア内施設や倉吉市との連携事業により、倉吉地区のにぎわいを創出します。

- ア 営業用データ、PR資料の整備による旅行会社担当者への訴求
- イ 中部地域の観光関係団体と連携した活動
- ウ 鳥取県立美術館との連携事業
- エ 外国人観光客の誘致

#### (4) 果樹振興への考え方

①早期増収、②作業時間の短縮、③わかりやすい剪定作業を可能にする技術として、鳥取県でも導入が進んでいる「ジョイント栽培」棚の展示をすることにより、梨づくりも年々進歩していることを広くPRするとともに、この技術が広く認識されることで、梨の栽培者の

取り組みが促進されることを目指します。また、ジョイント作業・枝の誘引作業等を、資料提供を行うことによりメディアを活用した PR を図っていきます。次期指定管理期間には収穫が可能となるなど、ジョイント栽培の成長過程をご覧いただけるよう、成長過程を日記風に展示し来館者に広く PR します。

- ア 技術力の高い技術専門員の配置
- イ 県産果樹の情報発信
- ウ 梨ガーデンの生きた展示の活用
- エ 梨生産農家に情報収集・情報交換の場を提供
- オ 果樹経営の基盤強化
- カ 鳥取二十世紀梨親木の管理

#### (5) 食農教育の推進

子ども達に果樹生産と「食」に対する理解を深めるため、児童生徒を対象にした体験学習を実施するとともに、小中学校等の課外授業や教育旅行を積極的に受け入れていきます。

また、果樹に親しみを感じてもらうため、若者が梨に興味を持ってくれるようなきっかけづくりを充実させていく。

- ア 学校関係者のニーズに対応したメニューの開発
- イ 梨に関する体験学習の実施
- ウ 夏休み親子自由研究教室の開催
- エ 地元食育グループと連携したスイーツづくり体験の開催
- オ 梨に関する動画の作成